

特別会計「積立金」の必要性と必要な水準の記載

予算委員会調査室 藤井 亮二

1. はじめに

「特別会計に関する法律案」が、本年1月25日に国会に提出され、衆参両院での審議を経て3月26日に成立した。同法案は、交付税特別会計法など31本の特別会計法を新法の下に一本化して、平成22年度末までにそれまでの31特別会計を17特別会計に統廃合するとともに、剰余金の処理などに共通ルールを導入することや企業会計を参考とした特別会計の財務情報の開示を行うことを目的とするものである。

「特別会計に関する法律」は、聖域視されてきた特別会計の透明性を高め、特別会計内に積み上げられた積立金や剰余金の有効な活用を図るという視点からは、画期的な改革であると評価することができる。しかし、その運用の実態を見ると、同法案の趣旨やそれまでの国会での議論の経緯が十分に反映されたか疑問な点もいくつか見受けられる。

本稿は、特別会計に積み上げられた積立金に焦点を当てて、同法の趣旨と運用の実態について考察するものである。

2. 「特別会計に関する法律」成立の経緯と意義

特別会計は、国が特定の事業を行う場合や特定の資金を保有してその運用を行う場合などに、一般の歳入・歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、特別の法律をもって設置されるものであり、特別会計における会計手続は財政法や会計法等の規定とは異なる扱いをすることが認められている。

平成18年度末現在、それぞれの特別会計設置法に基づいて31の特別会計が置かれ、各特別会計法において設置目的や歳入歳出の範囲のほか、資金の経理や剰余金の処理について定められている。特別会計の問題点の一つとして特に議論されたのが、積立金や資金のあり方を巡る問題である。一定規模の積立金や資金の存在は、特別会計の経理に機動性を持たせることができる反面、巨額の財政資金が非効率に使われているのではないかと¹、積立金や資金の規模が過大になっているのではないかなどの懸念が示されてきた。

¹ 積立金等は、平成17年度に210兆7,960億円に上っている。それらの規模については、「参考資料1」を参照。

このため、様々な場面で特別会計の積立金などの非効率な使い方が具体的に議論されるようになり、当時の塩川財務相²からは、母屋でお粥を食って、離れ座敷ではすき焼きを食っている旨³の例え話さえ示されるようになった。国会審議においても、平成 17 年度予算の審議の中で、18 特別会計が抱える 33 の資金・積立金等の残高や概況を俯瞰することができないとの指摘に対して、谷垣財務相が「特別会計の全貌を捉えるのは容易でない」と全体像の掌握が困難であることを認め、「説明責任を強化するために平成 17 年度予算に向けて資金、積立金等の資料を予算書に添付して開示するよう最大限努力する」と積極的な答弁⁴を行い、見直しに対する機運が高まった。その後も、特別会計の積立金や剰余金を一般会計に繰り入れて活用すべきであるとの質疑が行われた⁵ほか、平成 17 年 11 月に財政制度等審議会がまとめた「特別会計の見直し」では、積立金の水準がその趣旨に合致した合理的な範囲内のものであるかチェックする必要があることや、積立金・剰余金を一般会計へ繰り入れることによって国民負担を軽減すべきとの指摘が盛り込まれた。

こうした意見や指摘を踏まえて、平成 17 年 12 月 24 日に閣議決定された「行政改革の重要方針」には、特別会計整理合理化法案（仮称）を作成して、各特別会計法に定められた財政法の例外規定（剰余金の繰越し規定等）などを整理し、特別会計の会計情報はその開示内容と要件を統一的に明示するとの方針が明らかにされた。この閣議決定を受けて成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進法（平 18.6.2 法第 47 号）」は、その第 19 条第 1 項で、積立金について情報の透明性を高めるために 1 年以内に法制上の措置などを講ずることを規定し、特別会計のあり方を見直す立法の必要性を示唆した。

行政改革の重要方針の閣議決定や行政改革推進法の施行という行政全般に関わる一連の見直しの中で、特に、特別会計に関して改革を実現するためにまとめられ、先般成立したのが「特別会計に関する法律」である。同法第 8 条は、剰余金について、合理的な見積もりに基づいて積み立てる金額や翌年度の歳出の財源に充てるため翌年度の歳入に繰り入れる金額を除き、予算で定めるところによって、一般会計に繰り入れることができることを共通のルールとして規定している。これによって、これまで特別会計の剰余金が一般会計に繰り戻されることなく特別会計内に留保され、必要性に乏しいとの指摘のあった潤沢な

² 肩書きは発言当時のもの（以下、同じ）。

³ 第 156 回国会衆議院財務金融委員会議録第 6 号 15 頁（2003 年 2 月 25 日）

⁴ 第 159 回国会参議院予算委員会議録第 6 号 12～13 頁（2004 年 3 月 9 日）

⁵ 第 163 回国会衆議院財務金融委員会議録第 2 号 8 頁（2005 年 10 月 12 日）

財政資金を毎年度繰り越してきた弊害が解消される規定が整備されたことになる。

また、特別会計の積立金に関し、「特別会計に関する法律」第2章の中においてその必要な水準などについて規定している。例えば、地震再保険特別会計の項では、「剰余金のうち、再保険金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする」と規定している（同法第34条第1項）。これまで、「剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない」（地震再保険特別会計法第9条第1項）としか決めていなかったことに比べれば、積立の目的を法律に明記したことは、特別会計「積立金」の透明性の向上に寄与したことは間違いない。

しかし、新たに策定した「特別会計に関する法律」の運用については、行政改革の重要方針の趣旨やこれまでの国会の議論が十分には反映されていないのではないと思われる点が残っている。そこで、次項で国会での議論を振り返りながら、今後における実際の運用上の問題点を見ていきたい。

3. 積立金を巡る国会での議論

特別会計に設置された積立金の必要性や適正な水準について、国会の間でも議論が行われている。まず、平成17年度末に22.4兆円まで積み立てられた財政融資資金特別会計の積立金（金利変動準備金）である。財政融資資金特会の積立金は、同特会が保有する総資産の10%まで積み立てることとされている⁶が、政府は法律によって、平成18年度中に12兆円を国債整理基金特会に繰り入れて国債残高の圧縮に充てることとした。しかし、総資産の10%まで積み立てる前提として長期金利8%が想定されており、この金利は高すぎるとの意見が出され、12兆円以上の取り崩しが可能であるとの議論が行われている。小泉総理も財政融資資金特会の積立金について、「この国会の議論を踏まえて、果たしてこの準備金がこれほど必要かどうかという点も考えて、今後検討課題としていきたい」との答弁⁷を行い、どの程度の積立金が必要なのかを検討することが重要な政策課題であるとの考えを示している。

また、外国為替資金特別会計の積立金は、内外金利差などを要因として積み上がっており、その規模は平成19年度末で16.9兆円に達すると見込まれている。谷垣財務相は、為替介入の原資である保有外貨資産を一定規模確保するた

⁶ 「財政融資資金特別会計の損益計算の方法等に関する訓令（平12.12.28）」に拠る。

⁷ 第164回国会参議院決算委員会会議録第4号24頁（2006年3月3日）

めに、「現時点における積立金額は、この外為特会の健全性維持の観点から必要なもの」⁸との認識は示しているものの、外為特会がこれまでの50年間で2回しか決算上の不足を生じなかったこと、しかもその不足額が2億円程度に過ぎないのに、現在のように16兆円もの積立金が必要である理由について、具体的な答弁は行っていない。外為特会の積立金の適正な水準について、「市場に新たな投機的な思惑を生むことがないような水準にしなければいけない」との考え方は示しているが、具体的な水準には言及しておらず、「どのくらい積立金を保有していればいいのかというのを表現するのは実はなかなか難しい。…これは今度の特会改革の中でも更によく議論していこうということになっている」旨の答弁を行い、積立金の適正な水準について議論の必要があることを認めている⁹。

地震再保険特別会計の積立金についても、昭和41年の設置以来、これまで1回、62億円しか活用されることがないにもかかわらず、1兆円程度が積み立てられており、それほどの規模を積み立てる必要性があるのかが議論されている。谷垣財務相は、積立金を「どこまで積み上げていくかは一つの論点であると思う」と述べ、続けて地震再保険の規模等は「民間における再保険事業の動向や民間保険会社の支払能力などを注視しながら、今後議論していく一つのポイントになる」¹⁰との考えを明らかにしている。但し、こうした特別会計の積立金の水準を巡る指摘について、政府は参議院本会議における答弁で、「各特別会計の積立金は固有の意義があり、適正な積立の水準もまちまちであり、一律に論じることは難しい」¹¹とも総括している。

一方、平成17年6月8日、参議院は会計検査院に対して会計検査院法第30条の3の規定に基づき、特別会計の積立金等に関する会計検査を要請している。これを受けて、国会での議論と並行して特別会計に対する検査が行われ、会計検査院は平成18年10月に報告書「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」を参議院議長に提出し、その中で積立金等には「それぞれ適正規模があると考えられるが、ほとんどの資金においては、そのような基準を具体的に定めていない。このため、積立金等の残高が適正な水準であるかどうかを判断できず、資金の有効活用を図る上での財政統制が機能しにくい状況となってい

⁸ 第163回国会衆議院財務金融委員会議録第2号19頁(2005年10月12日)

⁹ 第164回国会参議院決算委員会議録第7号13～15頁(2006年4月17日)

¹⁰ 第164回国会参議院予算委員会議録第17号31頁(2006年3月27日)

¹¹ 第164回国会参議院議録第19号8頁(2006年4月24日)

る」¹²との指摘が行われている。

財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性を確保することは、平成12年に閣議決定した行政改革大綱以来の至上命題であり、特別会計の積立金の必要性や必要な規模について明らかにして国民の理解が得られるのでなければ、その達成は困難である。一方、積立金の必要性や必要な水準のような細部についてまで法律として規定するのは、運用が硬直的になりすぎてその機動性を欠くことになる。現在、特別会計予算書の積立金明細表の（注）において、いくつかの積立金や資金については、その必要性・必要な水準等が記載されている。これは、積立金の運用の機動性等に配慮したものと思われるが、はたして、この（注）が積立金の適正な水準を示すものとして実効性を担保しているかどうか、次項において見ていきたい。

4．積立金明細表の（注）書き

特別会計の積立金の必要性や水準等は、平成19年度特別会計予算書において初めて付記されることとなった。そのことは一定の評価に値するものであるが、その明確性及び透明性を更に確実なものとするためには、なお、課題も残っているように思われる。

平成19年度特別会計予算書では、13特別会計において、その積立金や資金の明細表に関する注書きとして、その必要性や水準等に言及されている。例えば、地震再保険特別会計や財政融資資金特別会計の（注）には、積立金の必要性とその水準について次の通り記されている。

	積立金の必要性	積立金の水準
地震再保険特会	再保険金並びに借入金の償還金及び利子に充てるため	大規模地震等が発生した場合における再保険金の支払額等を助案した必要な金額
財政融資資金特会	財務の健全性を確保するため	財務の健全性を確保するために必要な金額

地震再保険特会では、大規模地震等が発生した場合の再保険金の支払に必要な額と述べてはいるが、国会で議論された積立目標や具体的な積立規模には触れられていない。また、財政融資資金特会の積立金も、財務の健全性を確保するために必要な金額まで積み立てるとはあるが、訓令で示された総資産の10%との積立の目安は示されていない。少なくとも、訓令レベル¹³の積立目標は具体的に示すべきではないだろうか。

¹² 会計検査院「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」（2006年10月）137頁

¹³ 財政融資資金特別会計の損益計算の方法等に関する訓令（平成12年12月28日）第3条第2項は、財政融資資金特会の総資産の10%までの金利変動準備金を積み立てるとしている。

他の特別会計の積立金などに付された注書きを、(参考資料2)として添付したが、こうした(注)書きが、果たして、行政改革の重要方針や特別会計に関する法律の制度趣旨を反映し、また、会計検査院の指摘に十分に応えているかどうかを含め、今後さらに検証が必要であろう。

例えば、外為特会の積立金は、「100分の30を乗じて得た金額」という数値を示しているが、他の特別会計の積立金にはこうした数値が示されていない。注書きのほとんどが抽象的な文章であり、極論すれば、積み立てるために積み立てる、必要な金額を積み立てると言っているに過ぎないのではなかろうか。閣議決定や法律、そして国会での議論の趣旨などを実現するためには、少なくとも積立金の必要な水準や積立目標について、国民の目に触れる形で、特別会計予算書の中に何らかの計数や数値目標を掲げる工夫が期待される。

(内線 3123)

○参考資料1

特別会計における積立金等の推移

(単位:億円)

		資金の名称	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
企業	国有林野事業		-	-	-	-	-
	国有林野事業勘定	特別積立金引当金	-	-	-	-	-
保険事業	地震再保険	積立金	7,907	8,396	8,902	9,440	10,027
	厚生保険		1,394,927	1,393,207	1,390,382	1,394,882	1,343,971
	健康勘定	事業運営安定資金	5,321	478	525	2,447	4,021
	年金勘定	積立金	1,373,933	1,377,023	1,374,110	1,376,618	1,324,020
	児童手当勘定	積立金	659	694	734	796	902
	業務勘定	特別保健福祉事業資金	15,012	15,011	15,012	15,019	15,027
	船員保険	積立金	1,083	1,040	1,068	1,119	1,193
	国民年金		106,736	106,354	105,857	104,237	98,759
	基礎年金勘定	積立金	7,246	7,246	7,246	7,246	7,246
	国民年金勘定	積立金	99,490	99,108	98,611	96,991	91,513
	労働保険		81,509	82,938	88,356	98,327	112,667
	労災勘定	積立金	73,902	75,863	76,282	76,989	77,753
	雇用勘定	積立金	4,998	4,064	8,063	16,025	28,031
		雇用安定資金	2,609	3,010	4,010	5,311	6,882
	農業共済再保険		863	1,150	578	535	790
	農業勘定	積立金	422	698	115	88	317
	家畜勘定	積立金	294	298	300	305	328
	果樹勘定	積立金	-	-	-	-	-
	園芸施設勘定	積立金	146	153	162	140	136
	森林保険	積立金	129	142	164	184	184
	漁船再保険及漁業共済保険		199	198	187	174	167
	漁船普通保険勘定	積立金	142	140	130	118	111
	漁船特殊保険勘定	積立金	44	44	44	43	44
漁船乗組員給与保険勘定	積立金	12	12	12	12	12	
漁業共済保険勘定	積立金	-	-	-	-	-	
行政的 事業	国立高度専門医療センター	積立金	-	-	-	29	10
	食糧勘定		-	-	-	-	701
	調整勘定	調整資金	-	-	-	-	701
	農業経営基盤強化措置	積立金	229	213	183	163	163
	自動車損害賠償保障事業		-	17,290	11,178	6,575	4,510
	自動車事故対策勘定	積立金	-	2,571	2,963	2,852	2,740
保険料等充当交付金勘定	積立金	-	14,719	8,215	3,722	1,769	
融資 事業	産業投資		0	0	0	0	0
	産業投資勘定	資金	0	0	0	0	0
資金 運用	財政融資資金	積立金	114,761	150,852	187,712	224,493	264,001
	外国為替資金	積立金	109,406	111,759	134,025	142,091	155,524
整理 区分	国債整理基金	国債整理基金	55,937	51,878	56,745	88,978	114,169
その他	電源開発促進対策		-	-	351	944	1,124
	電源立地勘定	周辺地域整備資金	-	-	351	944	1,124
合計			1,873,686	1,925,417	1,985,688	2,072,171	2,107,960

(資料)財務省「参議院予算委員会提出資料」(平成19年3月5日)

○参考資料 2

特別会計予算書の明細表（注）

【地震再保険特別会計】

（注）3 地震再保険特別会計においては、「特別会計に関する法律」（仮称）の規定により「再保険金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、大規模地震等が発生した場合における再保険金の支払額等を勘案し、必要な金額を積み立てることとしている。

【財政融資資金特別会計】

（注）4 財政融資資金特別会計においては、「特別会計に関する法律」（仮称）の規定により、当該年度の歳入の収納済額から当該年度の歳出の支出済額と歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務の生じた歳出金であって当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものとの合計額を控除した金額を同特別会計の財務の健全性を確保するために必要な金額まで積立金として積み立てることとしている。

【産業投資特別会計】

（注）2 産業投資特別会計産業投資勘定においては、「特別会計に関する法律」（仮称）の規定により投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るために投資財源資金を置くこととしている。

【外国為替資金特別会計】

（注）2 外国為替資金特別会計においては、「特別会計に関する法律」（仮称）の規定により、政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするために外国為替資金を置くこととしている。

（注）4 外国為替資金特別会計においては、「特別会計に関する法律」（仮称）の規定により、「外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、この会計の健全な運営を確保するために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、各年度末における外貨預け金、金地金、外貨証券、特別引出権、外国為替等繰越評価損の金額の合計額から外国為替等評価益及び外国為替等繰越評価益の金額の合計額を控除した金額に100分の30を乗じて得た金額とする。

【エネルギー対策特別会計】

（注）1 エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定においては、「特別会計に関する法律」（仮称）の規定により周辺地域整備資金を置き、電源立地の進展に伴って、将来

発生する周辺地域整備交付金その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用を確保することとしており、今後運転が予定されている原子力発電所の設置に伴い必要となる金額を積み立てることとしている。

【国立高度専門医療センター特別会計】

(注) 4 国立高度専門医療センター特別会計においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「経営費に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、国立高度専門医療センターの経営状況を勘案し、事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な金額を積み立てることとしている。

【労働保険特別会計】

(注) 2 労働保険特別会計雇用勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により、予算で定めるところによる繰入金及び雇用安定事業等に係る剰余金のうち雇用安定事業費に充てるために必要な組入金をもって充てる雇用安定資金を置くこととしており、雇用・失業情勢の変動に応じて雇用安定事業を機動的に運営するために必要な金額を勘案して、徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を雇用安定資金に受け入れることとしている。

(注) 4 労働保険特別会計労災勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費(特別支給金に充てるためのものに限る。)に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、労災年金債務の履行等に充てるために必要な金額を勘案して、徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を積立金として積み立てることとしている。

(注) 4 労働保険特別会計雇用勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「雇用保険事業の失業等給付に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、雇用保険制度の安定的な運営の確保の重要性を勘案して、徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を積立金として積み立てることとしている。

【船員保険特別会計】

(注) 5 船員保険特別会計においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「船員保険事業の財源に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、将来を通じての収支の均衡を図るものとして、船員保険事業に必要な金額を積み立てることとしている。

【年金特別会計】

[健康勘定] (注) 2 この勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により、予算で定めるところによる繰入金及び決算上剰余金を生じた場合における当該剰余金のうちの健康保険事業の財源に充てるために必要な繰入金をもって充てる事業運営安定資金を置くこととしており、健康保険事業の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同資金からこの勘定の歳入に繰り入れることができるものであり、政府が管掌する健康保険においてはおおむね5年を通じた中期的な財政の均衡を保つこととしていることを勘案し、安定的な財政運営を行うために必要な資金を置くこととしている。

[業務勘定] (注) 2 この勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「国民保健の向上及び老人福祉の増進を目的として国民の老後における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため」特別保健福祉事業資金を置くこととしており、老人保険関係業務等の特別保健福祉事業の必要性を勘案し、所要の資金を置くこととしている。

[基礎年金勘定] (注) 3 この勘定の積立金は、国民年金法に基づき基礎年金勘定の積立金とされたものであり、将来の給付費の財源として充てるべき積立金である。

[国民年金勘定] (注) 4 この勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、その財源は被保険者から徴収された保険料の一部であることから、将来の給付費の財源となるものであり、長期的に財政の均衡を保つために必要な金額を積み立てることとしている。

[厚生年金勘定] (注) 4 この勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、その財源は被保険者から徴収された保険料の一部であることから、将来の給付費の財源となるものであり、長期的に財政の均衡を保つために必要な金額を積み立てることとしている。

[児童手当勘定] (注) 4 この勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により、「児童手当交付金又は児童育成事業費の財源に充てるために必要な金額」を積み立てることとしており、児童手当制度の安定的な運営の確保の重要性を勘案して、「児童手当法」に規定する一般事業主からの拠出金の一部を積立金として積み立てることとしている。

【農業共済再保険特別会計】

(注) 4 農業共済再保険特別会計農業勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮

称)の規定により「農作物共済等再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、過去の被害実績を勘案し、決算上剰余金を生じた場合には、翌年度繰越額、未経過再保険料、支払備金に相当する金額及び再保険金支払基金勘定に繰り入れる金額を控除して剰余があるときはこれを積立金として積み立てることとしている。

(注)3 農業共済再保険特別会計家畜勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「家畜共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、過去の被害実績を勘案し、決算上剰余金を生じた場合には、翌年度繰越額、未経過再保険料、支払備金に相当する金額及び再保険金支払基金勘定に繰り入れる金額を控除して剰余があるときはこれを積立金として積み立てることとしている。

(注)3 農業共済再保険特別会計園芸施設勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「園芸施設共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、過去の被害実績を勘案し、決算上剰余金を生じた場合には、翌年度繰越額、未経過再保険料、支払備金に相当する金額及び再保険金支払基金勘定に繰り入れる金額を控除して剰余があるときはこれを積立金として積み立てることとしている。

【森林保険特別会計】

(注)4 森林保険特別会計においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、森林保険は予測できない自然災害を対象としていることを勘案し、剰余金から翌年度繰越額、未経過保険料及び支払備金に相当する金額を控除して剰余があるときは、これを積立金として積み立てる

【漁船再保険及び漁業共済保険特別会計】

(注)4 漁船普通保険勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「普通保険等再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、普通保険再保険事業等に係る再保険は予測できない自然災害等による漁船の損害等を対象としていることを勘案し、剰余金から翌年度繰越額、未経過再保険料及び支払備金に相当する金額を控除して剰余があるときは、これを積立金として積み立てることと

している。

(注)4 漁船特殊保険勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、特殊保険事業に係る再保険は予測できないだ捕、抑留及び戦乱等による漁船の損害等を対象としていることを勘案し、剰余金から翌年度繰越額、未経過再保険料及び支払備金に相当する金額を控除して残余があるときは、これを積立金として積み立てることとしている。

(注)4 漁船乗組員給与保険勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「漁船乗組員給与保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、漁船乗組員給与保険事業に係る再保険は予測できないだ捕等により漁船の乗組員が抑留された場合の給与の支払を対象としていることを勘案し、剰余金から翌年度繰越額、未経過再保険料及び支払備金に相当する金額を控除して残余があるときは、これを積立金として積み立てることとしている。

【自動車損害賠償保障事業特別会計】

(注)4 自動車損害賠償保障事業特別会計自動車事故対策勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「自動車事故対策計画を安定的に実施するために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、被害者保護増進及び自動車事故発生防止の対策の必要性等を勘案し、将来において必要となる金額を積み立てることとしている。

(注)4 自動車損害賠償保障事業特別会計保険料等充当交付金勘定においては、「特別会計に関する法律」(仮称)の規定により「保険料等充当交付金、自動車損害賠償責任再保険金等、「自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律」附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の「自動車損害賠償保障法」(以下「なお効力を有する旧自賠法」という。)第45条第2項(なお効力を有する旧自賠法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による返還金、保障勘定への繰入金及び一時借入金の利子に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、今後の再保険費及保険費等の支払を勘案し、将来において必要となる金額を積み立てることとしている。